○総務省告示第二百九十六号

和二年総務省告示第四百十一号)の一部を次のように変更する。電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)第二十六条第一項の規定に基づき、周波数割当計画(令

令和五年八月二十九日

総務大臣 松本 剛明

の破線で囲んだ部分のように改める。 次の表により、変更前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する変更後欄に掲げる規定 第2 周波数割当表

[1~7 略]

[第1表~第3表 略]

[国内周波数分配の脚注 略]

[別表1-1~別表10-1 略]

別表 10-2 携帯無線通信(二周波方式のものに限る。)用の周波数表

_	陸上移動局用周波数帯	基地局用周波数带
-	715MHz を超え 748MHz 以下	770MHz を超え 803MHz 以下
	[略]	[略]

変 更 後

[別表 10-3~別表 11-3 略]

[1 7 E

第 2 周波数割当表 [1~7 同左]

[第1表~第3表 同左]

[国内周波数分配の脚注 同左]

[別表1-1~別表10-1 同左]

別表 10-2 携帯無線通信 (二周波方式のものに限る。) 用の周波数表

_	陸上移動局用周波数帯	基地局用周波数带	L
ŀ	718MHz を超え 748MHz 以下	773MHz を超え 803MHz 以下	l
•	[同左]	[同左]	ľ

変 更 前

[別表 10-3~別表 11-3 同左]

備考 表中 [] の記載は注記である。